



News Letter

仙台市成年後見総合センターだより

Vol.10
R8/7/13 発行



【発行元】仙台市成年後見総合センター（運営：仙台市社会福祉協議会）
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 6-10 EARTH BLUE 仙台勾当台 6 階 ※令和 6 年 12 月より仮移転中
TEL:022-223-2118 / FAX:022-213-6457

↑ HP はこちら！

☆所長挨拶

このたび 4 月に所長に着任いたしました。日頃より当センターの運営にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

当センターは、仙台市から「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関の機能を受託し、関係機関と力を合わせながら取り組みを進めています。

成年後見に関するご相談は年々増えており、権利擁護の大切さを改めて感じているところです。また、令和 8 年 6 月の民法改正により、成年後見制度はご本人の思いをより大切にする仕組みへと見直される大きな節目を迎えています。

今後はこうした変化を踏まえ、地域の関係機関や支援者が連携して支え合う体制づくりと人材育成をさらに進めるとともに、本紙を通じて制度改正の内容もわかりやすくお伝えしてまいります。

仙台市成年後見総合センター 所長 齊藤 淳



※1

☆法定後見制度の同意権と取消権について

今回は、本人の生活や財産を守るための「同意権」と「取消権」について説明します。

- ◆同意権：ご本人（被保佐人・被補助人）が契約などの法律行為をするときに、保佐人・補助人が「それをしてもいいですよ」と同意する権限です。
- ◆取消権：ご本人（被保佐人・被補助人）が保佐人・補助人の同意を要する法律行為を同意を得ないで行った場合に、保佐人・補助人がその法律行為を取消することができる権限です。

【例えば・・・】

高額な自宅のリフォームの契約をする 訪問販売による高額な商品を購入する 消費者金融からお金を借りる 自宅を売却する		保佐人・補助人の同意を得ないで行った場合、保佐人・補助人が取消することができます	
--	--	--	--

※後見人は、日常生活に関する行為以外は原則、全ての法律行為を取消することができます。

※取消することができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

【例えば・・・】

コンビニでおにぎりやパンを買う 普段着る下着やシャツ、洋服を買う		日常生活に関する行為は取消できません
-------------------------------------	--	--------------------

今回の法改正においても、同意権・取消権の付与を必要な行為に限定し、その付与・行使の場面でご本人の同意・意思尊重を一層重視する方向が示されています。



※2

保佐人や補助人は、単に「本人のためを思って」先回りをして権限を行使するのではなく、「本人の意思（自己決定）」を何より大切にしながらも、どうしても必要な時にだけ、本人の権利や財産を守るために権限を行使するんだね！

※1 ai ちゃん(あいちゃん)・・・仙台市社会福祉協議会 PR キャラクター

※2 後犬ちゃん(こうけんちゃん)・・・厚生労働省 成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はわかり」のマスコット

★権利擁護チーム支援会議& 専門職アドバイザー相談をご活用ください！

センターでは、判断能力が不十分な方々に対する支援において**弁護士**、**司法書士**、**社会福祉士の専門家**が必要に応じてその支援に参画できる仕組みづくりを進めているよ。

本人の**意思決定**や**権利擁護**の視点から専門的な助言を受けることができる機会になっていて、これまで活用された皆さんからは「本人に寄り添った意思決定支援について考えさせられた」「支援の方向性が明確になった」という声が聞かれているよ。



※2

専門職アドバイザー相談		権利擁護チーム支援会議	
		派遣型	参集型
内容	弁護士・司法書士・社会福祉士へ法的な視点や本人の権利擁護について直接相談できる機会を毎月設けています。ご希望の方は、当センターにお電話ください。	ケースの課題に応じた専門職1名を各現場へ派遣し、より踏み込んだ助言により、具体的な対応に結びつけることができます。	弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職と支援関係者が事例検討を行い、専門的な助言を多角的に得られることで、支援の方向付けができる場です。
日時	弁護士 第4（水）13：30～ 司法書士 第2（水）13：30～ 社会福祉士 第3（火）13：30～	年5～6回予定	年4回 （年間で開催日時が決まっています）
場所	EARTH BLUE 仙台勾当台	本人が住む地域で開催する ケア会議等	EARTH BLUE 仙台勾当台

★市民後見人をめざして、 10名の方が仲間入り！

令和7年度に実施した「第4期市民後見人養成講座」を経て、新たに10名の方が候補者名簿登録となりました。本年5月に継続研修を開催し、第1～3期の修了生と顔を合わせ「当センターへの相談～市民後見人受任まで」の流れを、受任中の市民後見人の体験談とともに学びました。参加者からは「受任までの流れが具体的にイメージできた」「本人との信頼関係ができていく過程、心温まる思いでした」といった声が寄せられました。



★福祉関係者向け研修 参加者募集（WEB開催）

■第1回

令和8年8月20日（木）13：30～15：30

- ①家庭裁判所による講義（成年後見制度の基礎）
- ②当センターの役割・機能

■第2回

令和8年11月18日（水）13：30～16：00

演習：事例から学ぶ成年後見（助言者：弁護士）
どちらもWEB開催／ぜひご予約ください。

内容の詳細はホームページやチラシをご覧ください！

◆ 仙台市成年後見総合センター 窓口のご案内 ◆

【受付時間】 月曜～金曜：午前9時～午後5時
（祝日・年末年始を除く）

【電話番号】 022-223-2118

【対象】 仙台市内在住の方

- 当事者や、関係機関の方々からご相談をお受けしています。
- 成年後見制度の概要や手続き、必要性等について、一緒に考え、アドバイスいたします。
- 必要に応じ、地域包括支援センター等と連携して、対応いたします。
- 当センターが必要と判断した場合、後見人等候補者の推薦を行います。
- 法的な問題など、専門的な相談に応じられるよう、「専門職アドバイザー」を配置しています。

まずは、お電話で
お問い合わせくだ
さい。



- 成年後見制度はご本人の権利をまもる制度です。
- ご本人に必要な支援を一緒に考えてくださる、身近な支援者との連携が不可欠ですので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。